

更生訓練所だより



更生訓練所だより（第6号）2007.3発行

目次

- ・【就労移行支援】就労支援地域ネットワークの整備にむけて
職能部長 田村 一
- ・【就労移行支援(養成施設)】卒業生の先に希望が見える・自信回復のためのプログラム
理療教育部長 杉江 勝憲
- ・【自立訓練】自立訓練(機能訓練・生活訓練)の紹介
生活訓練課
- ・お手軽！アルデンテのスパゲティ
生活訓練課 作業療法士 林 八重
- ・利用を希望される皆様へ
- ・編集後記

[更生訓練所だよりホームページへ...](#)

就労支援地域ネットワークの整備にむけて

職能部長 田村 一

当更生訓練所は、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく「指定障害者支援施設」としての指定を埼玉県から受け、昼間実施サービスとして自立訓練（機能訓練）、同（生活訓練）、就労移行支援、同（養成施設）の4事業、及び夜間における居住支援としての施設入所支援サービスを提供することとなり、これまで以上に利用者のニーズに対応した質の高い障害福祉サービスの提供を目指して、継続的に体制の整備等を進めているところで

す。

特に就労移行支援においては、指定基準にも明記されていることですが、就労支援の地域ネットワークを整備することを重点課題の一つとして位置づけておりまして、これまでの関係機関、事業所等との連携実績を踏まえ、新たなネットワークの構築に取り組んでいくこととしております。埼玉県内を中心とする近隣地域におけるネットワークはもちろんのことですが、利用者の方が全国各地域からきていただいていることを踏まえると全国規模での構築も検討しなければならないとも考えております。

福祉施策における就労支援の強化は、障害者自立支援法のポイントの一つであり、働くことが身体の上立と尊厳の保持という福祉の目的を実現することに有効であるとする考えに基づくものでありましよう。このため、各自治体が作成する「障害福祉計画」においては、福祉担当部局が労働担当部局と連携の上、平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とし、その達成のために、現在の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用、福祉施設から一般就労へ移行する者について、全ての利用者がハローワーク、障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける、などを数値目標として盛り込み、その実現に取り組むこととされているのです。

施策の連携という面では福祉と雇用だけでなく、教育の分野も視野に入れたネットワークの構築が求められています。利用者にとってはライフステージのそれぞれの段階を通じて、必要な時期に、適切な就労に関する支援を受けることが可能であれば、安心感を持って、さまざまなステップにチャレンジでき、利用者個々のニーズにあった就労を実現することができるという考えに基づくものです。

こうした考えの中において、では就労移行支援が提供する支援サービスの内容がネットワークの中でどういう役割を果たすのか、ということになりますが、現段階では、「基礎訓練期」における適性や課題の把握、集中力、持続力等の習得、「実践的訓練期」及び「就労マッチング期」における職業習慣の確立、マナー、挨拶、身なり等の習得、職場見学、職場実習、求職活

動、就職後の「フォロー期」における継続支援などが想定されており、それぞれの段階で雇用施策との連携が図られることが期待されています。

ネットワークの意味するところは構築それ自体が目的ではなく、ネットワークを基盤として、利用者個々のニーズにあった各専門分野からのきめ細かい就労支援が一体的に効果的に統合されて提供されることが目的であることを明確に意識しておかなければなりません。そういう意味で、就労移行支援サービスを利用していただく際の「アセスメント」や「個別支援計画の作成」及び「モニタリング」「代償手段の獲得」などの事業所としての具体的取り組み場面で、ネットワークを形成している関係の支援機関、事業所等とともに、個々の利用者の意向、適性、取り組んできた学習や訓練、獲得された力などの情報の共有化と、効果的、効率的な訓練、生活支援サービスの提供に際しての役割分担が明らかにされることが重要なポイントとなるものと考えております。

当更生訓練所のこうした取り組みに、あらためて利用者及びご家族の方、並びに関係の企業、各支援機関、事業所の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

図1 雇用・福祉・教育のネットワーク(利用にとって)

[別ウインドウで表示されます。]

図2 都道府県・圏域における就労支援ネットワーク

[別ウインドウで表示されます。]

図3 就労移行支援事業と労働施策の連携

[別ウインドウで表示されます。]



～卒業の先に希望が見える・自信回復のためのプログラム～

理療教育部長 杉江 勝憲

このタイトルは、昨年度2月に前岩谷更生訓練所長の指示により「障害者自立支援法」の下で、これからの理療教育部がどうあるべきか、組織変更も含めた抜本的な検討を行うために設置された理療教育部片平主事以下6人からなる委員会のコンセプトです。

このコンセプトの下にまとめられた「更生訓練所理療教育部の運営に関する委員会報告」を骨格にして、障害者自立支援法が施行された下での今後の就労移行支援(養成施設)理療教育部について述べさせていただきます。

1 現状認識

(1) 盲学校との競合

昨年度の関東・甲信越進路指導協議会の席での調査では、神奈川、千葉県の盲学校の専攻科を中心に学生数(全国盲学校で20歳以上が81%)が増加の傾向にあります。この要因の1つには障害者自立支援法施行に伴う利用料の負担増があると考えられます。

(2) 晴眼者を対象とする鍼灸師養成学校の急増

平成11年から17年の間に学校数で2.8倍、学生数で1,758人から6,052人と3.4倍に増加していて、理療師の業界の厳しい環境があります。

(3) 医療人育成システムの改善

文部科学省の「21世紀医学・医療懇談会」の報告では、「100年を生きる地球人」をコンセプトに、コ・メディカルスタッフを含めた医療人育成システムの改善、充実に努めています。国民の医療・保健の一翼を担う理療師も、生涯にわたりその資質の向上に努めねばならない環境にあるといえます。

2 今後のあり方

(1) ICFの考え方に基づく全人的評価と学習適応のための個別支援の実施
理療師として自立していくには、学習適応のための個別支援が重要であります。具体的には以下のことが考えられます。

- ① 評価、サポートチームの編成による学習適応のための個別支援の強化
- ② 体験入所と入所前支援の実施
- ③ 入所後の初期評価の実施
- ④ 卒業時評価と就労後支援の実施

(2) 理療教育体制の整備・充実

個々の利用者の適性、進路等のニーズに応えながら、有能で人間性の豊

かな理療師を育成するための教育体制と教育プログラムを整備、充実させ、いわゆる「国リハブランド」を確立する必要があります。具体的には以下のことが考えられます。

①高等課程(5年間)を廃止し、手技療法学科と名称を変更後、3年間で手技療法(あんま・マッサージ・指圧)で臨床能力を身につけるコースと、個別資格審査による3年、3.5年、4年であんま・マッサージ・指圧、はり、きゅうの資格取得を可能にするコースの新設

②専門課程を東洋療法学科と名称を変更し、カリキュラムの臨床を充実したものに變更

③国リハ独自事業として1年間の「臨床専攻学科」の設置

④臨床教育の充実

⑤明確で特徴のある教育目標に基づく学力及び技術の保証

⑥就労支援の充実

(3)調査研究の推進

中途視覚障害者の教育・支援に関する学術的研究や東洋療法に関する研究が重要です。具体的には以下のことが考えられます。

①学習支援のためのツールとノウハウの開発

現在、「マルチメディアを活用した視覚障害者用教育訓練システムの研究開発」厚労科学研究(研究所、全国4国立視力センターと理教部との共同研究)、「文字利用が困難な中途視覚障害者のための理療教育課程における学習支援システムに関する研究」厚労科学研究(研究所と理教部との共同研究)に取り組んでいます。

②東洋療法に関する臨床研究の推進

平成元年から「理療教育部研究業績集 臨床・教育編」を監修していますが一層の充実を図る必要があります。

(4)研修事業の推進

視覚障害者教育のノウハウをもつ理療教育部は視覚障害者を中心とした理療師の生涯学習、研修機関としての役割を担う必要があります。具体的には以下のことが考えられます。

①東洋療法研修部門の設置

②部内職員研修の充実

③利用者への研修の充実

④社会適応研修の実施

⑤理療教育に携わる学校・養成施設教員に対する研修会の充実

⑥視覚障害を有する理療師に対する研修会の充実

⑦ICTを活用した研修講座の開催

⑧海外協力としての研修事業の推進

(5)理解・啓蒙活動の推進

視覚障害及び理療、理療教育に関する情報の発信は必要です。具体的には以下のことが考えられます。

①ホームページ等ICTの活用による活動

②公開講座の開催

③利用者募集の充実

以上、障害者自立支援法の施行下での、今後の理療教育部のあり方について述べてきましたが、最後に検討委員会報告の終わりに当たっての文章を載せて終わらせていただきます。

「この報告書の背景にある思いは、利用者一人一人に対するわたしたちの願いである。それは、当センター利用者は人生の途中で視力を失い、それとともに健康や仕事、仲間や生きがい等の大切なものを失いかけて、自信も失いかけて入所してくる。わたしたちは彼らを暖かく見守り、木目細かな支援を行うとともに、理論的に裏打ちされた厳しい専門教育を行うことにより、彼らの可能性を引き出し、自信回復のお手伝いができればと考える。それがわたしたち専門職としての自信にも繋がると確信している。そのためには、個々の有能な職員が目標のベクトルを一つに合わせて行くことが最も大切と考える。」



自立訓練(機能訓練・生活訓練)の紹介

生活訓練課

昨年10月から障害者自立支援法の本格実施を受けて、本センター更生訓練所のサービス体系が新しくなりました。今回は自立訓練についてご紹介します。

1.サービスの説明

機能訓練及び生活訓練の対象者(主たる対象者…機能訓練:視覚に障害のある方、生活訓練:高次脳機能に障害のある方)に対して、それぞれの目標に向かって、自立した日常生活や社会生活をおくることができるよう以下のような支援を行います。

(主たる対象者)機能訓練:視覚に障害のある方

生活訓練:高次脳機能に障害のある方

(1)移動訓練

屋内歩行(移動)、白杖などによる屋外歩行(移動)、公共交通機関の利用、移動介助の受け方など、日常生活を送る上で安全で効率的な移動をするための技能を習得する訓練を行います。

例)視覚に障害のある方に対しての白杖を使った歩行訓練

高次脳機能に障害のある方に対しての地図や手順書などを活用した外出訓練



(2)日常生活訓練

身の回りのことや家事など日常生活を送る上で必要な知識や技術の習得を図ります。必要に応じ、日頃の宿舍生活の場面で習慣化が図られるよう支援を行います。

例) 視覚に障害のある方に対するの便利グッズや諸感覚を活用した調理訓練

高次脳機能に障害のある方に対するのメモリーノートや携帯電話を活用したスケジュール管理



(3) コミュニケーション訓練

IT(パソコン、メール、インターネットなど)、点字、ハンドライティング、手話・触手話、コミュニケーション機器などにより、日常生活を送る上で必要なコミュニケーション手段や情報収集の手段を確立することや、今まで以上に活用するために、必要な知識や技能を習得する訓練を行います。

例) 視覚に障害のある方に対するの音声画面読み上げソフトを活用したパソコン訓練

視覚・聴覚に障害のある方(盲ろう)に対するの触手話の訓練



(4) ロービジョン訓練

拡大読書器の使用方法、ルーペの選定など視覚的補助具の使用や保有視機能の活用訓練を行い、日常生活上の利便性を高めるための訓練を行います。



(5) 教養

日常生活を送る上で必要な生活用具や福祉制度などの情報や一般常識などの知識を習得し、社会資源を有効に活用できるよう支援します。



(6) 学習支援

日常生活に必要な基礎的な知識の習得を目的に学習支援を行います。



(7)グループワーク

野外活動などのレクリエーション活動に関する情報提供及び体験を通じて、様々な形でのレクリエーション活動への参加が主体的に行うことができるように支援します。

例) 自立訓練の利用者が企画・実施する野外訓練(キャンプ)、並木祭(文化祭)



2. 利用定員

- (1)機能訓練(主たる対象者:視覚に障害のある方):20名
- (2)生活訓練(主たる対象者:高次脳機能に障害のある方):10名

3. 利用期間

入所後のオリエンテーション期間を通して、利用者の方々のニーズを把握し、個別支援計画(支援目標や課題、支援方法、利用期間などをまとめたもの)を作成します。そのため、訓練内容、利用期間については異なります。なお、最大の訓練期間は以下のとおりとなります。

- (1)機能訓練:18ヶ月以内の必要な期間
- (2)生活訓練:24ヶ月以内の必要な期間

4. 修了者の進路について

自立訓練を利用される方々の目標(自立計画)は様々であり、修了後の

進路は各々異なります。そこで、進路については、平成17年度の修了者の皆様の例をご紹介します。

進路としては、就職、当センターの他事業の利用継続(就労移行支援)、国立職業リハビリテーションセンター利用、家庭復帰、他施設の利用となっています。



お手軽！アルデンテのスパゲティ

生活訓練課 作業療法士 林 八重

最近、電子レンジを使った料理が人気のようで、料理の内容に応じた専用容器がいくつか市販されています。今回はその中から、スパゲティを茹でる容器を紹介したいと思います。

大きさは、横11.5cm、縦28.5cm、高さ7.5cmです。パスタを入れる本体と蓋の部分に分かれています。この容器で1～2人分のスパゲティを簡単に、アルデンテに茹でることができます。

使い方は、①容器の目盛りまで水を入れる、②スパゲティを入れる、③蓋をせずに一定の時間加熱する(本来の茹で時間に、1人分なら5分、2人分なら8分足した時間)、④蓋をして湯切り口からお湯を捨ててできあがり(下の写真は、お湯を捨てている様子)。



水を入れる目盛りは凸状で触って分かるようになっていますが、蓋にはスパゲティの計量に便利な穴や湯切り口がついているので、視覚障害の方でも使えます(右の写真は、スパゲティを計量している様子)。また、火を使うのが心配という方や、たくさんお湯が入った大きなお鍋を持つのが大変という方にとっても楽にスパゲティが茹でられます。プラスチック容器で軽いですし、この位の大きさなら洗い物も億劫ではなくなるのではないのでしょうか。

ここでちょっと、実際に使ってみた方の感想を聞いてみましょう。視覚障害のある男性の方です。「水から茹でるので、視覚障害のある人にとっては火傷が防げて安全で良いと思う。お湯を捨てるのも簡単で、訓練でやった時は使いやすかった。でも自宅の電子レンジは小さく、中のターンテーブルにこの容器が載らなかったため使えなくてとても残念でした。」なるほど、この方のように電子レンジの大きさによっては使えない場合もあるんですね。

この容器は100円ショップに売っている場合もあります。また、少し大きめのスーパーに行けば、野菜ごとラーメンを作れる容器、うどん用の容器など

電子レンジ専用の容器が色々置いてあります。ちょっと覗いてみてはいかがでしょうか。自分がよく食べるものを使ってみてもいいかもしれません。



利用を希望される皆様へ

1.お申し込み方法

(1) 障害福祉サービス受給者票の発行申し込み

ご希望のサービスが受給できるよう、市区町村の福祉担当窓口障害福祉サービス受給者証の申し込みをして下さい。発行までに、1ヶ月以上の期間を要する場合がありますので、早めの手続きをお勧めします。

※ 受給者証は、施設利用に必要ですので、忘れずに手続きをして下さい。

(2) 国立障害者リハビリテーションセンターへの申し込み 当センター「利用申込要項」をよくお読みの上、利用申請書等に必要事項を記入し、お申し込みください。

2.利用開始日

(1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援

概ね毎月1回

(2) 就労移行支援(養成施設)

毎年度4月上旬

3.お申し込みの受け付け等

(1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援は随時受け付けています。

(2) 就労移行支援(養成施設)も随時受け付けていますが、これからお申し込みいただいた場合は、平成20年4月からの利用となります。

4.利用に関するお問い合わせ先

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

国立障害者リハビリテーションセンター 更生訓練所 相談判定課

TEL 04-2995-3100(代表) FAX 04-2992-4525(直通)

HP <http://www.rehab.go.jp>

電子メールアドレス sohan_2@rehab.go.jp



編集後記

障害者自立支援法の下、昨年の10月から半年が経過いたしました。利用者の支援サービスの充実を図るべく、訓練内容の変更等につきましてはこれまで紹介してきたところです。また、当センターのホームページの更生訓練所につきましても、多くの皆様にわかりやすく、やさしく活用していただけるように改訂を進めているところです。今号の、自立訓練事業の紹介内容はホームページに先駆けて掲載いたしました。今後も、更生訓練所だよりとホームページが多くの皆様への情報発信と情報提供に役立てていただけるようにしていきたいと思っております。(K)

